

## 障害者差別解消支援地域協議会設置・運営暫定指針の論点

## 1 協議会を設置する趣旨

## ① 以下の項目を明示することで良いか。

- i 国及び地方公共団体の機関等において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止等を推進するためのネットワークを構築すること。
- ii 協議会においては、必要な情報の交換、障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行うこととする。
- iii 各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施すること。

## ② 他に趣旨において明示すべき視点は何か。

- i 本暫定指針の性質について
- ii 障害者差別を禁止する同趣旨の条例との関係について

## 2 協議会の基本的な仕組み

## ① 協議会の組織

- i 地方公共団体の区域において協議会を組織できるとあるが、この地方公共団体の区域についてどのように考えるか。
- ii 都道府県の区域、市区町村の区域の双方で組織した場合に期待される機能や相互の関係性についてどのように考えるか。

## ② 構成者

- i 協議会を構成する国の機関として参加が期待される機関はどこか。
- ii 地方公共団体で参加が期待される機関はどこか。
- iii その他、具体的にどのような構成員の参加が期待されるか。

### ③ 運営方法

- i 代表者会議や実務者会議などの階層別の会議体や部会を設ける必要はあるか。設けるとすれば何が期待されるのか。
- ii 地方公共団体のどの部局が庶務を担当することが望ましいか。
- iii 事務局機能として期待されるものはあるか。

## 3 協議会と相談窓口等との関係について

### ① 相談窓口について

- i 新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図るうえで求められる視点について、どのように考えるか。
- ii 紛争の防止又は解決を図るために必要な相談体制の整備に当たって求められる事項は、どのようなものが考えられるか。
- iii 協議会の構成員でない相談窓口とどのように連携するか。

### ② 協議の対象とする事案について

- i 法第5条に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備に関わる相談等については、情報共有の対象とするか。
- ii その他、法令、制度そのものに関わる相談の取扱いはどのようにするか。

## 4 協議会における情報の取扱いについて

### ○ 個人情報を協議会に提供する際の留意事項について

- i 本法と他の個人情報保護法令との関係はどのようになるか。
- ii 各機関から個人情報を提供する場合の留意事項はどのようなものが考えられるか。

## 5 既存の協議会との関係

### ① 法律や条例に基づく協議会との関係

- i 障害者基本法に規定する「都道府県等における合議制の機関」との関係について
- ii 障害者総合支援法第89条の3に規定する「協議会」との関係について
- iii 地方公共団体が独自に定める障害者差別に関する条例で規定されている附属機関との関係について
- iv その他地方公共団体の条例で規定されている関連のある附属機関について

### ② 法律や条例に基づかないネットワーク

- ・各地域で活用されているネットワークのうち、連携が可能な又は活用が期待されるものはどのようなものが考えられるか。

### ③ 既存のネットワークとの関係

- i 障害者、家族等の当事者団体のネットワークとの関係について
- ii 障害福祉サービス事業者団体や福祉専門職団体等のネットワークとの関係について
- iii 医療・保健に関わる団体のネットワークとの関係について
- iv 教育、法曹、商工団体のネットワークとの関係について